

令和7年度 第2回「あくらの未来を考える会」を終えて

テーマ：災害時における福祉事業所と地域の連携を考えよう③

～在宅避難支援や受け入れ連携を考えてみよう～

主催：コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）

日時：2025年10月7日（火）午後1時30分から

場所：宝塚市総合福祉センター 2階 201・202号室

1. 出席数

（事業所：9、民生児童委員：4、コミュニティ：5、市役所：5）23名

2. 配付資料

「令和7年度 第2回安倉の未来を考える会レジメ」「避難所の仕組み（宝塚市総合防災課 作成）」「大規模災害発生時におけるご協力の御願い（コミュニティ安倉 作成）」

3. 今回確認が出来たこと

（ア）避難所について

「指定避難所」市内に42ヶ所あるが、発災時に直ちに開設されない。

「自主避難場所」台風など予測される災害に備え、日中の明るい時で避難が出来るうちに開設される。

市内に7ヶ所あり、食糧などの物資は配られない。被害の状況に応じて「指定避難所」になる。

「予備避難所」市内に44ヶ所。指定避難所だけでは受け入れ出来ない場合や、要援護者の為に二次的に開設される。

「福祉避難所」市内に25ヶ所あり、特別な配慮が必要な避難者の為に受け入れ可能な施設と市が調整し、各避難所で保健師が判断する。開設は発災から3日以降・7日で閉所される。

避難者が各自の判断で直接避難する事は出来ない。（受け入れ出来ない）

（イ）避難所（指定避難所・自主避難所）の運営について

避難所の運営は、避難者・地域の自治会・自主防災組織等が自主的に運営に当たることとし、避難所担当職員や施設管理者及びボランティアは必要に応じ運営を支援する。

避難してきた者が主体的に行う。

（ウ）在宅避難について

避難所に「避難者カード」を提出することで避難所と同じサービスをうけられるが、提出をもって全ての方が対象とならない。「避難（災害）地域」に指定されている方に限定される。

※「避難（災害）地域」の指定方法や範囲が変更された時の対応、「避難者カード」提出時の確認方法などの詳細は検討中

「在宅避難」は自助共助を基本として、近隣の方々で助け合って欲しい。食糧などの支援物資は各避難所に行政から持ち込みされるので、在宅避難者にはご自身で取りに来たり近隣の方々で配付してほしい。

在宅避難者以外の方が在宅で避難されている方の支援物資を代理で受け取りすることは可能。

(工) グループホームへの災害支援について

福祉避難所以外の福祉事業所に対して市からの支援物資提供は難しい。

各福祉事業所に入所されている方については事業所として市に要請して貰うことになる。

(才) 「災害時要援護者支援制度」に登録されている方を事前に受け入れ先（直接避難先）を決めておくことは、宿泊型の福祉施設が多い為、デイサービスのような通所型では受け入れする事は困難。施設側も発災時に施設に来ることが出来る職員の数に加えて、できるケアの内容によっても受け入れ人数が変わることから、事前に約束することは難しい。

(力) 「福祉避難所」指定には法律も絡んだ条件があるが、市としても今後増やす必要性は感じている。通所施設やグループホーム等の施設にまで広げることは考えていない。

(キ) 福祉避難所の入所判断（保健師によるトリアージ）について

福祉避難所の入所判断となる保健師は、現在健康センターに 20 名しかいない。この人数で全ての避難所を順番に訪問して行く事となる。実際の災害時にどれだけ回ることが出来るかは判らない。豊中市の場合はボランティアに要請する取り組みを R7 から進めようとしているので、**今後情報収集したい。**

(ク) 福祉避難所への移送方法について

市としては、フクユタクシーさんと災害協定を結んでいる。災害時でも費用は利用者負担となる。フクユタクシーさんへの連絡方法は、各避難所等から災害対策本部に集約して手配する方法が良いと考えている。

現時点では福祉事業所さんの「法人連絡協議会」、地域包括の「宝塚ケアマネージャー協会」では、災害時の被災者移送に関する話し合いはされていない。また、市として福祉避難所以外の事業所とは話し合いの場を設けていない。

情報が集約されておらず、現状では連携が困難。

(ケ) 避難所との情報伝達（通信手段）について

指定避難所には市の職員が衛星電話を持って行くが、福祉避難所に職員は派遣されないので、電話での連絡となる。一般的の電話番号とは別に府内優先電話番号があるが福祉避難所にお伝えすることは現状難しい。無線機の設置は維持費などの問題から市としては設置を考えていない。

府内優先電話番号を、例えば各地区の民生委員の会長や福祉避難所に教えることを今後検討する。

(コ) 要支援者への在宅避難支援について

「避難者カード」の個人情報に関する部分の見直しに関して、安否不明の場合は不明者名簿に名前が出るので情報が公表されるので、必要が無いと考える。

民生委員さんからの安否情報などは防災課へ伝える一方通行となるので、安否問い合わせへの対応（返答）は困難。

(サ) 避難所への支援物資について

支援物資の仕分けは各避難所の運営組織（物資調達班）が平等に配布してもらえる様にしている。ヤマト運輸とは運搬協定を結んでいるので、市から各避難所までの運搬は依頼する事が可能だが、他の市や県とも協定を結んでいる場合はスムーズにはいかない可能性がある。

基本的に各避難所に届けられる段階で内容に偏りがないようにして送る。

現在、**支援物資の仕分けや配送についてシステム化を進めているところ。**

(シ) 避難所の設備について

学校関連施設なので教育委員会との調整が必要。今後、避難所設備の情報をオープンにしていく予定。自主避難場所となる学校は順次エアコンを設置しており、室外機が発電式（プロパンガスボンベが 20 本ほどある）ので災害時も使用可能。コンセントから電気をとることも出来ます。

(ス) 福祉避難所の看板などの一般案内について

一般の被災者が直接避難出来ない施設を行政が広く案内することで誤解を招いている。

福祉避難所となっている支援学校では、厚生労働省から災害時に受け入れられる者は在校生または卒業生であるため、可能ならば看板などの案内を辞めて欲しい。

市として、設置する理由を確認し撤去する方向で検討する。

(セ) 取り組み提案について

静岡県浜松市の取り組みで「オレンジシール・オレンジメール」（徘徊高齢者早期発見事業）と言うものがありますが、そのまま使えなくても支援や保護の連携が速やかに行えるか、確認してみる。

4. 次回（2月開催予定）に向けての検討事項

※今回は前提として、発災時から福祉避難所が開所されるまでの数日間と考えて...

(ア) 避難所（指定・自主）に関連すること

- ・「避難（災害）地域」からの避難者であるかをどのように判断するか。
- ・「避難（災害）地域」は、どの時点で指定され、誰が周知していくか。
- ・避難所に届けられた物資を「在宅避難者」と振り分け（渡せる状態に）するのは、誰が行うのか。
- ・発電設備があっても、部分的にでも設備電源となぜ接続することが出来ないのか。

(イ) 在宅避難に関係すること

- ・「避難者カード」提出時、「避難（災害）地域」外と判断された場合は、受付せずに断るのか。
- ・後で「避難（災害）地域」範囲が変更された場合は、どの様に周知するのか。※特に含まれた場合
- ・避難所の運営は、避難してきた被災者が主体的に行うとしているが、在宅避難者支援（物資の配付や健康管理など）は、どの様に行っていくのか。
- ・災害時要援護者支援制度の個別避難計画で「在宅避難」とされている方を、発災後どの様にフォローしていくのか。

(ウ) 福祉避難所に関係すること

- ・発災時に必要となる保健師は何名ぐらいと想定され、その人数を被災時に速やかに確保して行くにはどうするのか。
- ・直接避難が出来ない「福祉避難所」を一般に周知し、看板など設置する必要性が無いと考えられるので、早急に看板を撤去し、ハザードマップなどから表示をやめるのはいつ頃になるか。
- ・福祉避難所への移送方法を福祉事業所と行政とで平時から話し合いや想定をしておくべきでは。

(エ) 情報伝達に関係すること

- ・民生児童委員など、各団体で安否確認を行っている情報を行政が集約する方法はどうするか。
- ・各福祉避難所との連絡方法を各自の携帯電話だけに頼らず別で確保していくべきではないか。
- ・指示命令系統（集約された情報を基にした状況判断）を誰が受けとれるのか。

5. その他 次回は2月開催予定